

## 経緯

2005.9.16.

鳥獣保護業務室のコメント（福井室長、大賀室長補佐）

- ・環境省としては、この様なことが起こらないように山階鳥類研究所を指導していく。
- ・2005年10月初旬に山階鳥類研究所を通して、全バンダーに対して「通達」を出す。
- ・調査とイベントを混同してはいけない。
- ・バンダー以外が野鳥を触ってはいけない。見かけたときは個別に報告して欲しい。しかるべき処置をとる。
- ・環境省として、標識調査を教育に取り入れる際のガイドラインを作成する必要があると認識している。

2006.1.19.

環境省自然環境局野生生物課計画係のコメント（田口係長）

- ・山階類研究所では個々のバンダーから上がってくる死亡鳥のデータについての集計などはしていないので、死亡鳥のデータが環境省に上がってくるはずがない。

2006.2.13.

山階鳥類研究所 尾崎清明標識研究室長の回答書

- ・関係法令やマニュアルに沿わない行為があったと判断される場合は、事実関係を確認の上調査の停止やバンダー認定証の取り消しなどにより、今後とも再発防止を図る。
- ・調査日誌に事故個体の記入欄を作るなどの改訂もふくめて、今後さらに全体の状況把握に努めるとともに、負傷や死亡鳥をより減らすよう指導する。

### 【実 際】

山階鳥類研究所に「通達」の公開を求めたが、公開されず。

バンダーによる法令違反と逸脱行為は未だ無くならず。

鳥獣法には、捕獲の有効期間終了から30日以内に環境大臣へ負傷や死亡鳥も含めて全ての処置を報告する義務がある（脚注1）。が、鳥類標識調査では、これまで一切報告されていない。

---

脚注1) 『法第九条第十二項の規定による報告は、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をした場所、その捕獲等をした鳥獣又は採取等をした鳥類の卵の種類別の員数及び処置の概要について行うものとする。』報告の「処置欄」には「計測後放鳥」「埋設」など、捕獲した個体をどうしたか記入しなければならない。違反は30万円以下の罰金。（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第7条15項）

## 提案

- 1.改めて、全バンダーに「通達」を出し、その内容を環境省か山階鳥研の web サイトで公開する。
- 2.鳥類標識調査時の負傷・死亡鳥も含めて捕獲鳥に対する全ての処置の報告を義務化し、年度ごとの研究報告書に記載する。
- 3.鳥獣保護業務室が、バンダーによる違法・逸脱の疑いある行為の報告を電話・電子メール等で受け付け、事実関係を確認する。確認完了までその調査は停止。確認過程および処分内容を環境省か山階鳥研の web サイトで公開する。
- 4.鳥類標識調査を教育に取り入れる際のガイドラインを策定し、環境省か山階鳥研の web サイトで公開する。

以上。

2007 年 6 月 6 日      理学博士 中島康喜